

## 公立学校共済組合沖縄支部 短期給付標準処理期間

### 1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
任意継続組合員資格の喪失	30日
資格喪失証明の発行	20日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日

(注) 上記期間のうち、所属所が申告書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

### 2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30日
被扶養者の取消	30日
被扶養者証の記載事項の訂正	30日
被扶養者証の亡失等による再交付	30日

(注) 上記期間のうち、所属所が申告書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

### 3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	55日	給付金の振込日は、毎月末日とする。 その日が祝祭日・休日の場合は、その前日とする。
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	55日	
移送費・家族移送費の支給	55日	
家族療養費の支給	55日	
高額療養費の支給	55日	
高額介護合算療養費の支給	55日	
入院時食事療養費の支給	55日	
入院時生活療養費の支給	55日	
出産費・家族出産費の支給	55日	
埋葬料・家族埋葬料の支給	55日	
傷病手当金の支給	55日	
出産手当金の支給	55日	
休業手当金の支給	55日	

育児休業手当金の支給	5 5 日
介護休業手当金の支給	5 5 日
弔慰金・家族弔慰金の支給	5 5 日
災害見舞金の支給	5 5 日
船員組合員の療養の給付	5 5 日
船員組合員の一部負担金の額等の返還	5 5 日
前納された任意継続掛金の還付	5 5 日

(注) 決定期間は、支部において請求書等を受理した月初日から振込手続きが完了するまでの期間とする。

#### 4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	2 5 日
標準負担額減額認定証の交付	2 5 日
特定疾病療養受領者証の交付	2 5 日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	2 5 日
上記証の記載事項の訂正	2 5 日
上記証の亡失等による再交付	2 5 日
支払未済の給付請求	5 5 日
第三者の行為による損害の賠償請求	5 5 日
レセプトの開示請求	2 5 日

(注) 上記期間のうち、所属所が申告書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

#### 5 留意事項

標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ①適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ②適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間